

## 大雨警報（浸水害）・注意報、洪水警報・注意報の 発表基準の変更について

令和3年6月3日に、大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準を変更します。

近年の災害発生状況等を踏まえ、大雨警報（浸水害）・注意報及び洪水警報・注意報の発表基準を変更します。

この基準変更で、より適切なタイミングで市町村に該当する警報・注意報を発表することが可能となり、市町における防災対応をよりの確に支援できるよう改善します。

基準変更日時等は下記のとおりです。

### 記

#### 1 基準変更日時

令和3年6月3日 13時

#### 2 基準変更範囲

○大雨警報（浸水害）・大雨注意報

胆振・日高地方 : 新冠町

○洪水警報・洪水注意報

胆振・日高地方 : 苫小牧市、厚真町、洞爺湖町、浦河町、  
様似町、新ひだか町

※基準変更日に合わせて、気象庁ホームページに更新した警報・注意報発表基準一覧表を掲載します。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/muroran.html>

問合せ先：室蘭地方気象台 長谷川・佐々木  
電話 0143-22-4249